

平和文化



公益財団法人 広島平和文化センター
Hiroshima Peace Culture Foundation

題字 松井一實
広島平和文化センター会長



核兵器廃絶に向けた人道的アプローチ

中満 泉
国連事務次長（軍縮担当上級代表）

P1



「核兵器による人道的結果」が明確に示している核軍縮の緊急性

アレクサンダー・クメント
オーストリア外務省 軍縮・軍備管理・不拡散局長／大使

P2



人類への警鐘

メリッサ・パーク
核兵器廃絶国際キャンペーン（ICAN）事務局長

P3



核兵器廃絶への人道的・人類的アプローチ

黒澤 満
大阪大学・大阪女学院大学 名誉教授

P5



2045 年の核兵器禁止に向けて

エレイン・ホワイト・ゴメス
ジョンズ・ホプキンス大学 高等国際関係大学院 教授

P6



核兵器廃絶に向けた赤十字国際委員会の取り組み

榛澤 祥子
赤十字国際委員会 駐日代表

P7



被爆の実相こそ核軍縮議論の核心

古山 彰子
NHK 長崎放送局記者

P8



「核兵器使用の壊滅的な結末」に内実を与える ヒロシマの原爆体験

谷 史郎
広島平和文化センター 副理事長

P10



核兵器廃絶に向けた 人道的アプローチ

中満 泉
国連事務次長（軍縮担当上級代表）

〔なかみつ いずみ〕

1989年国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）に入職。国連平和維持局（PKO）政策・評価・訓練部長およびアジア・中東部長、国連開発計画（UNDP）危機対応局長などを経て2017年5月より現職。

核軍縮に向けた『人道的アプローチ』という概念は、ここ10年ほどの間に大きな注目を集めるようになりました。同時に、このアプローチは軍縮分野において長い歴史を持ち、19世紀以降、軍縮および軍備管理協定の基盤の一部を形成してきました。例えば、1868年の爆発性発射体に関するサンクトペテルブルク宣言は、「戦争の惨禍を可能な限り軽減する」必要性に言及しています。1925年に署名開放となったジュネーブ議定書は、人道的責務に言及し、「文明社会の大多数の人々によって正当に非難」されてきたことを理由として化学兵器及び生物兵器の禁止を求めました。

さらに最近では、国際社会は特定通常兵器使用禁止制限条約（一時的通称は「非人道的兵器条約」）に合意しました。クラスター爆弾禁止条約及び対人地雷禁止条約は、国際社会が本質的に非人道的であると見なす特定の兵器を禁止するものでした。これと同じ論理と原則を核兵器にも適用し、核兵器を廃絶するためのもう一つの説得力のある理由とすることが、次のステップでした。

およそ10年前の2013年、ノルウェーのオスロで核兵器の人的影響に関する最初の会議が開催されました。各国政府、国際機関、市民社会が集まり、核兵器使用による壊滅的な人的影響について取り上げ議論をしました。この議論は、遅きに失したとはいえ、核兵器が人類にとって現実の一部となった1945年以来、ずっと求められてきた議論でした。

しかし同時に、広島と長崎への原爆投下以来、核保有国は核兵器を国家安全保障上の最終的な防衛手段として掲げ続けてきました。一方で、核兵器が国民、つまりその国の市民の安全保障を確かにするものにはなり得ないことも明らかになっています。むしろ、いかなる核兵器の爆発に対しても、適切な人道的対応は不可能なのです。

このことはよく理解されていましたが、歴史的には、核兵器政策においては国家の優位性に重きが置かれてきました。しかし最近、重要なパラダイムシフトが起こっています。国家中心的な文脈で始終する議論にかわり、核軍縮に向けた人道的アプローチでは、核爆発の影響を受けた人々の実体験に重きを置くようになったのです。

核爆発の影響を受けた人々というとき、そこには被爆者のストーリーである広島と長崎への原爆投下と、地域社会や環境への何世代にも及ぶ核実験の影響を受けた人々の両方が含まれますが、これは綿密な科学研究に基づいたものです。実際、核軍縮に向けたこのような人道的アプローチは、被爆（曝）者が自らの体験を語り、人々の意識を高めたことから始まったと言えるでしょう。

その結果、外交の協議の場にも大きな恩恵がありま

した。核軍縮を支持する議論がより説得力を持ち、より現実味を帯び、より自分事として捉えられるようになったのです。

核兵器の人的影響は、時間的にも空間的にも制御の効かない、壊滅的かつ無差別なものです。人口密集地での核爆発は、人道及び環境面で想像を絶する破滅的な結果を引き起こすでしょう。赤十字国際委員会が「人口密集地域における核兵器爆発によって生じる即時の人道上の緊急事態や長期的な影響」⁽¹⁾と表現した事態に、いかなる国家も対処する準備を十分に整えることはできませんし、また、被害者への適切な援助を提供することもできません。

そして、核爆発による影響は国境を越え、爆発地点から遠く離れた地域にまで広がります。広島と長崎への原爆投下による悲惨な結果が示しているように、被爆し即死しなかった人々も、重篤で長期的な健康被害に苦しむ可能性が高いのです。この二つの理由から、核軍縮は、引き続き国連の軍縮分野での最優先事項となっています。

だからこそ私は、過去10年間における人道的アプローチによる議論の枠組の変化、特に2017年に署名開放され、2021年に発効した核兵器禁止条約（TPNW）が成立したことに励まされています。この条約は、すべての核兵器関連活動を包括的に禁止する初めての多国間条約であり、また、新たな多国間核軍縮条約としては20年以上ぶりのものでした。また、核兵器の使用および実験の被害者に明確に焦点を当てています。実際、この条約は、とりわけ被爆（曝）者の献身的な努力と粘り強さの賜物だと言えます。

しかし、核兵器の人的影響に関する議論は、TPNW締約国とその支持者だけに留まるべきではないというのが私の確固たる考えです。核兵器自体と同様に、この問題は地球に住むすべての人々に影響を与える問題です。私たちは皆、一国の安全保障ではなく、人間、国家、各国共通の安全保障を統合した国際的平和・安全保障への有意義で実用的なアプローチを追求することにより恩恵を受ける立場にあるのです。核兵器の人的影響に関する取組は、その努力に不可欠な部分です。控えめに言っても、国籍や条約上のステータスに関係なく、世界共通の関心分野なのです。

今日、世界は複数の課題に直面しています。地政学的緊張は高まり続け、不信感が対話に取って代わっています。その結果、私たちは再び、危険な核のレトリックに煽られた、深刻で日常的な核リスクの世界に直面しています。我々が築いてきたガードレール、すなわち国際的な軍縮および不拡散体制は、大変な試練にさらさ

(1) 出典：www.icrc.org/en/document/humanitarian-impacts-and-risks-use-nuclear-weapons (2024.10.28現在)

れています。

広島と長崎への原爆投下から80年という節目が間近に迫る中、私たちは核兵器が人類の存亡を危うくする深刻な脅威であることを、今一度深く心に刻むべき時を迎えています。この凄惨な出来事が決して忘れ去られないように、勇気を持って語り継いできた被爆者の皆様に心から敬意を表します。その勇気ある行動は、ノーベル平和賞という形で世界から認められたばかりです。国連のアントニオ・グテーレス事務総長は、被爆者のメッセージを未来へと継承し、広めていくことを誓っています。すなわち、「今こそ、核軍縮が必要です。」と。

緊張と不安の時代において、核軍縮を進めることが容易でないことは認識しています。しかし、だからこそ、

私たちは人道面から軍縮へのコミットメントを再確認し、核戦争の影響から民間人を保護するための世界的な努力を強化すべきです。また、そうすることで、核戦争はニッチな軍縮問題でもなければ、私たちの手には負えない平和と安全保障の問題でもないと再確認すべきです。核戦争は人類の生命、環境、持続可能な平和、そして開発に壊滅的な影響を及ぼすでしょう。核兵器がもたらす絶え間ない脅威は、私たちの行動すべてに影を落としており、核兵器を廃絶することはすべて人々の利益にかなうことなのです。広島・長崎には、是非、国連機関とも協力して、全世界の人々、市民社会に、核兵器使用による人道的影響を明確に示している、被爆の実相を伝え続けていただきたいと思います。（2024年10月）



「核兵器による人道的結果」が 明確に示している核軍縮の緊急性

アレクサンダー・クメント
オーストリア 外務省軍縮・軍備管理・不拡散局長／大使

核兵器禁止条約（TPNW）の根拠となっている考え方は、核兵器の使用がもたらす人道的結果が極めて深刻であること（莫大な破壊力等により、地球規模の影響をもたらす、人類の生存さえ脅かしかうること）に加え、核兵器に関連するリスクが高すぎることから、核抑止は、国際安全保障の持続可能な基盤とはなり得ないという主張です。

次々と発表される科学的証拠により、核兵器使用の影響は、これまで考えられていた以上に世界的、連鎖的、かつ壊滅的になることが実証されています。たとえ「限定的」な核兵器の応酬であっても、すべての国々とその国民が、地球上のどこにしようとも、様々な形で副次的被害者になるリスクにさらされています。それ故、核兵器禁止条約は、核抑止による安全保障のパラダイムは、非常に不安定で、壊れやすく、持続可能でなく、非核保有国ひいては全人類の安全保障を著しく損なうと結論付けています。

世界的に核のリスクが増す今、この懸念は正当なものであるだけでなく、根拠に基づくもっともな安全保障の視点を表しています。TPNWの支持者たちは、条約の中で、一国または複数国による声明の中で、第一回および第二回の締約国会議で採択された宣言の中で、この視点を繰り返し強調してきました。

しかし、核保有国やその多くの同盟国は、核兵器と核抑止が「究極の安全保障」を提供すると信奉しています。これこそが、核軍縮の進捗を妨げ、核兵器のない世界に向けた進展を阻害している主たる原因です。

実際に進展を望むのであれば、パラダイムの転換が必要であり、核兵器に関する議論を変える必要があります。核抑止の安定性を前提とし、核兵器が紛争で使用されることは最終的にはないとの考えから脱却し、

核抑止が失敗した場合の人道的結果について具体的に熟考すべきなのです。

これがTPNWの先駆けとなった人道的イニシアティブ（「人道的・人類的アプローチ」）の核心でした。核兵器が爆発した際の人道的結果に関する国際的な議論を重視し、科学的証拠に基づいて、核兵器が使用された場合に何が起こるのかを具体的に推定し、核兵器に関連するリスクの複雑さにも焦点を当てました。

このプロセスにおいて、2012年から2015年にかけて、核兵器の人道的影響に関する新たな証拠を提示し、また、核リスクについて理解することを目的とした、一連の国際会議が開催されました。

人道的影響に関し、中でも重要だったのは、いわゆる限定的核戦争、つまり今日現存する核兵器がごくわずか使用されただけでも、核の冬を引き起こす可能性があるという新たな証拠でした。核爆発が引き起こす大火災により、大量のばい煙が大気の高層部へと運ばれ、地球全体に拡散され、数年間にわたり、中緯度の多くの地域で気温が大幅に低下する核の冬が生じるのです。主食作物の生産は世界的に大打撃を受けることになります。

この新しい科学研究は、気候変動科学からの派生物ですが、これは核兵器の議論に大きな影響を与えました。北半球の2つの国家間の核戦争が、南半球、例えばサハラ以南アフリカで飢餓を引き起こすとしたら、これは深刻な法的および倫理的問題を提起するものであり、現状の核兵器の正当性について疑問を投げかけるからです。

同様に、一連の国際会議の場で、核リスクの複雑さへの理解が深まったのも顕著な特徴でした。ほとんどの国が、核兵器システムが、いかに危険で、脆弱であ

るかを示す過去の事例に衝撃を受け、これまで人類は、幸運に恵まれたというだけの理由で、幾度となく核災害や事故から逃れてきたのだと知り、驚愕しました。

しかし、おそらく最も重要だったことは、被爆者や核実験の被害者に発言の機会が与えられたことでした。

被爆者は、会議に参加し、自らの恐ろしい体験を証言しました。太平洋やカザフスタンなどの過去の核実験の被害者も同様です。このことは、議論の方向性を、非常に抽象的で、理解の難しいトピックから、具体的な人間の体験へと変化させました。

この核兵器の使用による人道的結果とリスクに関する新たな議論は、非核保有国の間に、大きなうねりを生み出しました。2015年までに、国連において、159カ国が、核兵器のもたらす非人道的な結末に深い懸念を示す共同声明を支持しました。また、138カ国が、オーストリアが提案した「受け入れがたい非人道的な結末及び関連リスクの観点から、核兵器の禁止に向けた法的なギャップを埋める」ための誓約を支持し、2017年の国連における核兵器禁止条約の交渉と採択へ向けたモメンタムを生み出しました。

TPNWは、まだ若い条約です。現時点では、93カ国がこの条約に署名し、そのうち70カ国が批准しています。この条約は、世界の核秩序において蚊帳の外に置かれていた大部分の国々に意見を表明する機会を与えた点で、すでに大きな影響を及ぼしています。TPNWを普遍化していくことと、核兵器の禁止に関する議論が、この条約の主要な目標です。TPNWの署名国は、市民社会団体と共に、この目標を着実に追求し続けます。

そこには、より多くの国々に条約への参加を求める取組が含まれます。なぜなら、TPNWの批准と署名

が進むほど、その規範的価値が世界規模で高まることになるからです。

同時に、核兵器の人道的結果とリスクに関する理論的根拠を推進し続けることも同様に重要です。核軍縮の進展を促し、不安定な核抑止パラダイムから脱却することが喫緊の課題であることを明確に示すものだからです。

TPNWの多国間の取組は、核兵器と安全保障の問題に関し、代替的なアプローチを示しています。同条約は核兵器の放棄を強制できるわけではありませんが、強力な議論と証拠を通じて、核兵器には正当性、合法性、および持続可能性が欠如していることについて、説得力のある論拠を提示しています。核兵器国が、核軍縮に向けて具体的な取組を始め、不安定な核抑止体制から脱却する準備が整った時のための基盤を、同条約は築くことができます。

ほとんどの核開発が軍縮とは逆方向に向かい、核保有国のリーダーシップが不在であるという極めて暗い現状において、TPNWは不可欠であり、重要な希望の光となり得る可能性を秘めています。

(2024年5月)

(本稿で表明された見解は、著者個人のものであり、必ずしもオーストリア外務省の立場を反映するものではありません。)

〔アレクサンダー・クメント〕

ウィーン、ジュネーブ、包括的核実験禁止条約機関などの準備委員会で軍縮や核不拡散に関する問題に従事。2016年から2019年まで、EU政治・安全保障委員会のオーストリア常駐代表(大使)。核兵器の人道的影響に関するイニシアチブや核兵器禁止条約(TPNW)の立案者の1人(TPNW第1回締約国会議議長)。



人類への警鐘

メリッサ・パーク
核兵器廃絶国際キャンペーン (ICAN)
事務局長



〔メリッサ・パーク〕

元オーストラリア国際開発大臣、国連弁護士。2023年9月より現職。ICANは2017年に「核兵器の使用がもたらす壊滅的な人道的結末への注目を集め、条約に基づく核兵器禁止の実現に向けた画期的な取り組み」によりノーベル平和賞を受賞した。

世界中で核の脅威が増大する中、世界中の指導者たちが被爆者の警告に耳を傾け、注意を払うことが、これまで以上に重要になっています。そんな中、昨年のノーベル平和賞を日本被団協に授与するという決定は、被爆者の何十年にもわたる不屈の、勇敢な活動に対する当然の評価であるだけでなく、緊急の警鐘でもありました。

私達が今すぐに進路を変えなければ、80年前に広島と長崎の人々にもたらされたような惨状が、ほぼ確実に繰り返されることになるでしょう。

ノルウェーのノーベル委員会は昨年10月に「核兵器使用のタブーが圧力にさらされています。」⁽¹⁾と指摘し

ました。さらに、核拡散のリスクが広がり、核軍拡競争は急激に進行し、近年では、核軍縮目標に真剣にコミットメントを示す核保有国は一つもありません。

実際、私たちは無意識に破滅に向かって進んでいるかのようです。被爆者たちが何度も、最も強い言葉で警告してきた通り、「核兵器と人類は共存できない」のです。

しかし、別の道が開かれるという希望の兆しもあります。世界の半数の国が、いかなる形であれ核兵器を支持しないという国際法上の拘束力のある義務を受け入れたのです。これらの国々は、核兵器のない世界のための法的および規範的基礎を築くために団結しました。

(1) www.nobelprize.org/prizes/peace/2024/press-release/

実際、私たちは無意識に破滅に向かって進んでいるかのようです。被爆者たちが何度も、最も強い言葉で警告してきた通り、「核兵器と人類は共存できない」のです。

しかし、別の道が開かれるという希望の兆しもあります。世界の半数の国が、いかなる形であれ核兵器を支持しないという国際法上の拘束力のある義務を受け入れたのです。これらの国々は、核兵器のない世界のための法的および規範的基礎を築くために団結しました。

もちろん、私が言及しているのは、画期的な核兵器禁止条約（TPNW）の締約国および署名国のことです。アントニオ・グテーレス国連事務総長は、この条約が2021年に発効したことを「驚異的な成果であり、核兵器の最終的な廃絶に向けた一歩」⁽²⁾と称賛しました。

この条約は、核兵器の全面禁止を課すだけでなく、初めて、締約国の核兵器計画を期限内に検証可能な形で廃絶するための法的枠組みを確立し、核兵器の使用と実験の被害者を支援するための新たな条項も盛り込んでいます。

前文では、被ばく者が「容認し難い苦しみ及び害を受けた」ことを認め、また、被ばく者が市民団体、赤十字、宗教指導者などとともに軍縮を推進することで「人道の諸原則を推進する」役割を担っていることも認めています。

事実、多くの被ばく者が核兵器禁止条約の実現に尽力しました。被ばく者は2017年の交渉会議や、ノルウェー、メキシコ、オーストリアで開かれた核兵器の人的影響に関する会議で発言しました。街頭で署名を集め、核兵器禁止の緊急性を広く訴えてきました。

国連本部で条約の最終案が採択された時、ICAN創設以来、私たちの運動をリードしてきた広島被爆者、サーロー節子さんは、その瞬間を「核兵器の終わりの始まり」⁽³⁾と表現しました。

彼女は集まった外交官やキャンペーン参加者に、「しばらくの間立ち止まり、広島と長崎で非業の死を遂げた人々の証を感じ取っていただきたいと思います。何十万人もの人々が犠牲になったのです。犠牲者一人ひとりには名前がありました。一人ひとりが、誰かに愛されていました。」と訴えました。

私たちが今取り組むべき課題は、TPNWがその高い目標を達成できるようにすることです。より多くの国に参加してもらうために、たゆまぬ努力を続けなければなりません。もちろん、日本もその中に含まれますし、最終的には現在核兵器を保有している9カ国すべてが含まれます。

条約の拘束力のある義務をまだ受け入れる意思のない国々も、少なくとも締約国会議を傍聴し、条約の実

施に向けた取り組みに対する理解を深めるべきです。そうすることで、核軍縮検証、保障措置、被害者支援などの重要なテーマについて意見や専門知識を共有する機会も得られます。

唯一の戦争被爆国である日本がこうした外交協議で発言することは、特に意義深いものとなるでしょう。

しかし、最終的な目標は、日本や他のすべての国が単に会議に参加するのではなく、条約に加盟することです。TPNW締約国は2022年に次のように宣言しました。「我々は、最後の国が条約に参加し、最後の核弾頭が解体・破壊され、核兵器が地球上から完全に廃絶されるまで、休むことはありません。」⁽⁴⁾

また、締約国は「核抑止」論を明確に拒否していません。2023年、彼らは次のように述べています。「軍事・安全保障の概念、ドクトリン、政策における核抑止の永続化と実施は、核不拡散を侵食し矛盾させるだけでなく、核軍縮に向けた進歩を妨げている。」⁽⁵⁾

彼らは、「増大する核のリスクと危険な核抑止の永続化を傍観することはない」と誓いました。

核兵器の存在によって安全になる者はいません。私たち全員の安全性が無限に低下するだけです。核兵器というテロと大量破壊の道具は、敵意、恐怖、不安定性、そして比類なきリスクをもたらしのみです。核兵器は、何の有用性も正当な目的も持たず、すべての人々のために一刻も早く廃絶されるべきです。

2022年にグテーレス事務総長は次のように述べました。「核兵器は安全保障を提供せず、ただ殺戮と混乱をもたらします。核兵器を廃絶することは、私たちが将来世代に残すことができる最大の贈り物と言えます。」⁽⁶⁾

私たちは、世界の子どもたちに対して、軍縮を進めるためにあらゆる努力をする義務があります。核の危険性を永続させ、未来の世代にこの究極の脅威を負わせるすべての国家政策や計画に断固として抵抗しなければなりません。

もし今日、都市に対する核攻撃が発生した場合、最も大きな被害を受けるのは子供たちです。子供たちは大人よりも電離放射線の影響を受けやすく、命に関わる火傷や爆風による負傷を負う可能性が高いからです。この事実だけでも、世界のすべての政府が緊急の行動を起こすべき理由となります。

米国による広島と長崎への原爆投下から80年が近づくなか、私たちは何万人もの子どもたちの死と苦しみを含む、その計り知れない人的被害を振り返らなければなりません。そして、軍縮の理念に改めて専念しなければなりません。

人間を無差別に、大規模かつ何世代にもわたって殺傷するように設計された兵器は、私たちの世界に存在すべきではありません。
(2024年12月)

(2) www.un.org/en/content/common-agenda-report/assets/pdf/Common_Agenda_Report_English.pdf

(3) hibakushastories.org/setsuko-thurlow-gives-final-remarks-at-ban-treaty-adoption/

(4) undocs.org/en/TPNW/MSP/2022/6

(5) undocs.org/TPNW/MSP/2023/14

(6) press.un.org/en/2022/sgsm21492.doc.htm



核兵器廃絶への 人道的・人類的アプローチ

黒澤 満

〔くろさわ みつる〕

大阪大学・大阪女学院大学名誉教授。大阪大学法学博士。
NPT再検討会議日本政府代表団顧問(1995, 2000, 2005, 2010,
2015年)。日本軍縮学会初代会長(2009-2013)。『21世紀の核
軍縮』(広島平和研究所)編著

2010年のNPT（核兵器不拡散条約）再検討会議において、初めて、各国のコンセンサスを得た合意文書に、「核兵器の壊滅的な非人道的結末」を念頭に、人類の生存のために核廃絶を目指すアプローチ、すなわち、いわゆる人道的アプローチが盛り込まれた。

その後、「核兵器の人道的結果に関する共同声明」、「核兵器の人道的影響に関する国際会議」等を経て、2017年7月核兵器禁止条約が成立した。

1. ヒューマニティー (humanity) とは何か

核兵器禁止条約は核廃絶に向けての人道的なアプローチであると日本では一般に言われている。人道的とは「人として守るべき道にかなっている様。人道主義の立場に立っている様」を意味している。またこの範囲でのヒューマニティーは「人間性」と訳される。日本における核兵器禁止条約を巡る議論はこの「人道」と「人間性」の側面にのみ集中して議論が行われているのが現状である。

しかし、英語のヒューマニティーにはもう一つ重要な意味が含まれており、それは「人類」という意味である。国際的に議論する場合、このことを前提に議論しないと、国際的な議論に対応できないし、核兵器禁止条約の基本的性質を正確にとらえていることにはならない。

たとえば核廃絶に向けてのきわめて重要な文書である「ラッセル＝アインシュタイン宣言」は、最重要のメッセージとして、人類として人類に訴えているのは、他のことは忘れて、「ヒューマニティー」を常に心に留めておくように主張している。この宣言は「特定の国民や大陸や信条の一員としてではなく、存在が危ぶまれている人類、いわば人という種の一員としてである」とし、「私たちは人類に絶滅をもたらすか、それとも人類が戦争を放棄するのか」の選択であると述べている。

このようにヒューマニティーの訳として「人類」という重要な意味があるので、核兵器禁止条約は人道的側面のみならず、人類の安全保障を強化する条約であることを改めて理解すべきである。その意味で、核兵器禁止条約が主張しているのは、両者を含む意味でのヒューマニティーであり、内容から言えば、「人道的および人類的アプローチ」であると解釈すべきである。

そして、被爆者の被爆体験を根底とする平和への願いは、悲しみや憎しみを超え、人類の生存のために核

廃絶を訴えてきたもので、まさに「人道的および人類的アプローチ」につながっている。

2. 人類の安全保障とは何か

安全保障という用語は現在では極めて広い範囲で使用されており、環境安全保障や経済安全保障など、重要な概念であることを強調するために容易に使用されている。「安全保障」の当初の定義は「外部の脅威にどう対応するか」というものであり、歴史的および伝統的には、軍事的な安全保障を意味してきたし、それが今日でも基本的で中心的な概念であることには変わりはない。

国際社会における軍事的な安全保障は、伝統的には他国の脅威から本国を守るという意味で使用されており、それは「国家の安全保障」として議論されてきた。そこでは国家間の戦争を含む軍事的対応の問題としての「国家の安全保障 (national security)」が国際関係における最重要の問題であった。国際連盟や国際連合が存在するようになると、「国際安全保障 (international security)」という国家間の安全保障という概念が提唱されるようになる。国連の第一の目的は「国際の平和と安全保障を維持すること」であると規定されている。

そして現在、核兵器禁止条約によって主張されているのは「人類の安全保障 (security of humanity)」である。これは個々の国家の安全保障および国家間の安全保障を乗り越え、地球上のすべての人民の安全保障しようとするものである。

3. 核兵器禁止条約をどう強化すべきか

核兵器国および核同盟国は核兵器禁止条約に対して強力な反対の姿勢を表明しており、この条約は核兵器不拡散条約を棄損するものであると主張し、条約の存在自体をも否定しようとしている。しかし2022年8月に開催されたNPT再検討会議において、会議の最終文書案は、条約の採択、署名開放、発効および条約締約国会議の開催を明記していた。ロシアの反対でそれは形式的には採択されていないが、核兵器禁止条約に関する内容については一般的な合意があったと考えられる。

条約の強化のためには、2023年9月現在で署名国93、批准国69という現状から増加の方向に努力すべきであり、特に非核兵器地帯条約締約国で署名、批准してい

ない国家の参加を働きかけるべきであり、条約採択に賛成した122カ国の参加を目指すべきである。この条約とNPTは、「人道的・人類的アプローチ」、すなわち核兵器使用の非人道性という基本的認識を共通にしつつ、その両立性および補完性を強化するためにも当面は非核兵器国に働きかけるべきである。

4. 日本政府は何をすべきか

日本政府はこの条約に対して絶対反対の姿勢を示しており、締約国会議へのオブザーバー参加にも反対である。岸田首相は「核兵器国が一国も参加していない」

ことをその理由としている。彼はまたこの条約は核兵器廃絶への出口であるとしばしば述べており、そうであれば出口への道程を追求すべきであろう。第1回締約国会議へのオブザーバー参加については、同様の立場にあるNATO加盟国であるドイツ、オランダ、ノルウェーなどは、会議に参加し協力の可能性を追求しているのであるから、日本も被爆者救済などでは積極的な協力が可能であると考えられるし、積極的にそうすべきである。

(令和5年10月)



2045年の核兵器禁止に向けて

エレイン・ホワイト・ゴメズ
ジョンズ・ホプキンス大学
高等国際関係大学院教授

〔エレイン・ホワイト・ゴメズ〕

2014年から2020年まで、国連ジュネーブ事務所のコスタリカ常駐代表(大使)。2017年、核兵器禁止条約(TPNW)を交渉し採択した国連会議の議長を務めた。

核兵器の法的禁止を交渉するという任務を負った国連外交会議で議長を務めたことは、コスタリカの外交官として、また世界市民として、私の人生で最も大きな栄誉の一つでした。そして、この会議は、成功裏にその大きな責務を果たしました。画期的成果である核兵器禁止条約が、核時代が始まってから72年後の2017年に誕生したのです。

この条約は、世界中の様々な人々や各種団体による数十年にわたる粘り強い訴えの成果であり、また、手続的、制度的、概念的、そして政治的な枠組みについて粘り強く交渉し、核兵器を法的に禁止するために必要な道筋をつけ、政治的な連携を築き上げてきた外交官たちの不断の努力の結晶です。こうした結果が得られたのは、戦略的ビジョン、勇気、そして核時代の政治指導者と被爆者の政治的知恵があったからこそです。この会議は、その歴史的、制度的な意義だけでなく、関わりを持った全ての人々にとって人生感を変える経験となり、これからも私たちの心に深く刻まれ続けるでしょう。

最も意義深い成果は、2017年7月7日、国連ビルの会議室1で達成されました。この日、核兵器の使用、生産、実験の被害者たちは歴史的な瞬間に立ち会いました。国際社会の圧倒的多数が、核の恐怖を断固として拒否する票を投じたのです。この圧倒的支持は、核政策の根本的な転換を求め、いかなる状況下でも核兵器が二度と使用されないことを保障する唯一の方法として、核兵器の完全な廃絶を訴えるものでした。

様々な世代や経歴を持つ人々が、核兵器の法的禁止は、犠牲者のために正義をなす行為であり、核の脅威のない世界を実現するための予防策であるという信念

の下に団結しました。私たちは、被爆者／被曝者たちが、ついに国際社会から正義、認知、そして特別な支援の必要性の認識を得るのを見て、歓喜しました。

この画期的出来事を実現する上で、被爆者、広島そして長崎は、人類の脆弱性と強さを示す生き証人となりました。私自身も、2017年に広島と長崎を訪れたことが、核兵器による人的犠牲についての理解に深い影響を与えました。計り知れない苦しみにもかかわらず、生活や地域社会を再建した被爆者たちの不屈の力を目の当たりにし、私はこの使命を果たさないわけにはいかないと強く感じました。長崎市長は、被爆者がこれ以上亡くなる前に核兵器の法的禁止を達成することの緊急性を伝えてほしいと強く求めました。そして私はそうしたのです。

外交官、科学者、平和主義者、人道支援活動家、法律家、NGO、そして数え切れないほどの人々が、核兵器に関する世界的な対話において新たなパラダイムを求めたとき、被爆者と広島・長崎両市は、その最前線に立ち、核兵器が人間、環境、社会経済構造に及ぼす壊滅的な影響の直接的な証拠を示してきました。彼らの揺るぎない訴えは、核兵器はいかなる状況下でも二度と使用されるべきではなく、廃絶されなければならないという強い信念と確信を形成する上で、極めて重要な役割を果たしました。

広島と長崎は、より良く、より公正で安全な世界をつくるという夢を決して諦めず、弛まぬ努力を続け、そのビジョンを行動、言葉、そして日々の忍耐を通じて伝えてきました。

2020年、世界が新型コロナウイルス感染症と闘う中、国連は創設75周年を迎えました。来し方を反芻すべき

この機会は、過去70年間に起こった劇的な変化を浮き彫りにし、国連はグローバルガバナンスへのアプローチを再評価することとなりました。

成功と失敗の両方から得られた教訓を踏まえ、2024年9月に開催される未来サミットは、世界の指導者たちが国際協力のための新たなロードマップに合意するためのプラットフォームとなるでしょう。これには、安全保障、軍備管理、軍縮への取組の再確認も含まれます。

これ以上ないほど完璧なタイミングです。核兵器禁止条約第一回締約国会議（MSP）で分析された科学的研究によれば、核兵器の廃絶は、たとえ最大の核保有国であっても、10年以内に達成可能です。第一回MSPでは、科学と証拠に基づいて、この判断がなされました。

しかし、現状を鑑みますと、希望を持つのは難しい状況にあります。軍備の増強・支出はかつてないレベルに達し、核兵器は近代化と改良が進められ、ロシアの核の脅威や、安全保障のために戦争準備を優先する言説^{むしほ}によって、国際法の規範的枠組みと核のタブーが触まれています。激化する大国間の競争と悪化する安全保障環境は、世界のすべての市民と国家にとって、深刻な懸念材料となっています。

今こそ、私たちが強さ、ビジョン、インスピレーションを見出さなければならぬ時です。私たちは抜本的に方向転換をする必要があり、人類にはそれを実行する

能力があります。

この観点からは、2010年に赤十字国際委員会総裁がジュネーブの国連で「…核兵器の存在は、さまざまな問題について最も深刻な問いを投げかけています。どの時点をもって、国家の主権でなく人類の利益が優先されるべきなのか。人類は自ら作り出した技術を使いこなす能力があるのか。…^(*)」と述べています。同様に、2017年3月27日にフランシスコ教皇が交渉会議に寄せたメッセージでは、人類は“技術を主導・管理し、自らの権力に制限を設け、これらすべてを別の種類の進歩、すなわち、より人間的、社会的で、統合的な進歩、したがって構造的平和にさらに資する進歩に役立てる自由、知性、能力を持っている”という信念が強調されました。

このように、決定論にとらわれるのではなく、人間の主体性こそが、世界的対話の指針となるべきです。安全保障、平和、軍縮に関する21世紀の議論を形作る上で、人類の脆弱性と回復力の象徴である広島と長崎は、核兵器の甚大な影響を永遠に思い起こさせる存在です。核時代100周年となる2045年が近づく中、被爆者の思いを引き継ぐこの二つの都市が、核兵器が人間と環境にもたらす壊滅的な影響という厳しい現実を踏まえ、安全保障と核軍縮に関する世界的対話を主導することを期待しています。（2024年8月）

(*) 翻訳出典：赤十字国際レビュー第97巻（899号）



核兵器廃絶に向けた 赤十字国際委員会の取り組み

榛澤 祥子
赤十字国際委員会 駐日代表

【はんざわ しょうこ】

2019年にICRCに入り、駐日代表部の人道調整顧問として人道原則および国際人道法の普及に努める。2023年6月より駐日代表に就任。ICRC以前は、外務省や国連難民高等弁務官事務所勤務するなど、10年以上人道支援の分野に携わっている。

赤十字国際委員会（ICRC）の核兵器廃絶に向けた取り組みは、1945年まで遡ります。1945年8月29日、赤十字の外国人職員で最初に広島入りしたのは、ICRCのフリッツ・ビルフィンガーでした。翌日、東京にあるICRC代表部に電報を送り、現場の悲惨な状況を伝えるとともに即座の支援を要請しました。これを受けて、駐日代表として着任したばかりのマルセル・ジュノーは救援体制を組みました。ビルフィンガーの電報には、「30日に広島訪問、凄惨な状況。街は壊滅状態、病院の8割は全壊または甚だしく損壊。救急病院を二つ視察したが、状況は筆舌に尽くしがたい。爆弾の影響は信じがたいほど破壊的。回復に向かっているかに見えた患者の多くが白血球の減少などの体内の異常により突然危篤状態に陥り、膨大な数の人々が生死の境をさまよっている。周辺の病院には現在も10万人以上の負傷者がいると推定されるが、不幸にも薬や包帯が足りず。」と記されています。

ビルフィンガーに続いて、実際に自らの目で広島の惨状を見たジュノーが執筆した「The Hiroshima Disaster」の最後には次のような一文があります。「結論として、1ヵ月後とはいえ、この新しい兵器の劇的な結末を目の当たりにした者としては、今日の世界が、存続か消滅かの選択を迫られていることに疑いの余地はない。」世界で初めて原爆が使用されてからほどなく、ICRCは核兵器に対する明確な姿勢を表明し、各国の赤十字社・赤新月社に対して、核兵器は廃絶すべきであるという見解を伝えました。この姿勢は決して揺らぐことなく、現在まで続いています。

しかしながら、核兵器をめぐる議論は、伝統的に安全保障論や地政学的な議論が主流であり、核兵器は、国家や地域の安全保障を担保し、地政学的な均衡を保つための有益なツールとみなされていました。そのような中、2010NPT再検討会議直前の4月20日、当時のICRC総裁であったヤコブ・ケレンベルガーは、核兵器の使用により

もたらされる筆舌に尽くしがたい人的被害や人類の存亡そのものに対する脅威に言及し、核兵器のいかなる使用も国際人道法の規則と合致するとみなすことは難しいとしたうえで、人類の利益のために核兵器の時代に終止符を打つよう各国に訴えました。ICRCのこの声明に続いて、赤十字運動は、核兵器に対する以前からの一貫した見解を再確認し、廃絶に向けた取り組みを各国に訴えかけるとした決議を、核兵器廃絶を目指す4ヵ年の行動計画とともに採択しました。その後、核兵器の人道イニシアチブ（人道的アプローチ）の機運が高まり、人類を核兵器のない世界へと導く、核兵器禁止条約の採択・発効へと繋がっていきます。

昨今の不安定な世界情勢を受け、核兵器の使用を仄めかす威嚇が続き、核兵器を重要視する声が再び大きくなっていることを、私たちは憂慮しています。1945年に使用され12月末までに約14万人もの人命を奪った広島原爆の核出力は15キロトンでしたが、今日ではそれは小型核兵器に分類されるものです。核兵器の使用により生じるであろう人命救助などの膨大な人道ニーズに対応できる国や国際機関は存在しません。対策がとれないもの、対応ができないものは、未然に防ぐしかなく、核兵器が再び使用されることを防ぐには、廃絶するしか方法はありません。そのために欠かせない役割を果たすのが、核兵器禁止条約です。ICRCは、この重要な条約への署名、批准を、各国に引き続き働きかけていきます。

ICRC駐日代表部も、核兵器廃絶に向けた取り組みに力を入れています。そのひとつが、若者のエンパワメントです。広島出身の高垣慶太さんは、広島、長崎で原爆救護に携わった二人のひいおじい様から使命を託されたという思いを持ち、核兵器廃絶に向けた活動を熱心に続けています。過去2回開催された核兵器禁止条約締約国会議にもICRCユース代表として参加し、各国政府代表の前でICRCの声明を読み上げたり、サイドイベントで各国のユースの中で被爆の実相を発言したりするなど大きく貢献してくれました。高垣さんの活動を通して広島のとくさんの人たちと知り合いましたが、そのうちの一人が被爆者の切明千枝子さんです。2021年9月に被爆建物である旧広島陸軍被服支廠を見学したのが、切明さんとの最初の出会いです。被服支廠の近くで家族と生活していた切明さんが原爆投下後に見た広島は、片方が燃える炎で真っ赤な、もう片方がきれいな星が出ている二つに分かれていました。切明さんがいつも伝えているメッセージがあります。「平和なんて危ういものだと思う。ちょっと油断するとすぐどこかへ逃げてしまう。それこそ風船みたいに。だから、逃がさないようにみんなで捕まえてしっかり守っていかないと。」戦争を経験した切明さんのこの重い言葉を受け止め、これからも核兵器の廃絶に向けて、人道的アプローチを推進するためにICRCは力を尽くしていきます。

(2024年2月)



被爆の実相こそ 核軍縮議論の核心

古山 彰子
NHK 長崎放送局記者

〔こやま しょうこ〕

2011年NHK入局。広島放送局、報道局国際部、欧州総局(パリ)、国際放送局を経て2024年より現職。共訳書に「核兵器禁止条約『人道イニシアティブ』という歩み」(アレクサンダー・クメント著、古山彰子・林昌宏訳)(白水社、2024年)。

今年2月、東京から大阪方面に向かう新幹線の車内でのことだ。窓越しに雪化粧した富士山が見えた。夕日に照らされた姿が何とも美しく、思わず隣にいた外国人女性に「富士山ですよ」と声をかけた。インドから家族旅行で訪れたこの女性は、今夜は京都に泊まり、その後は広島まで足を延ばすという。

「なぜ広島に？」と尋ねると、平和記念資料館の訪問が目的だという。思い切って「インドの核兵器保有についてどう思うか？」と質問すると、こんな答えが返ってきた。「核兵器を保有すること自体に問題はない。ほとんどの国が保有しているのではないか。問題は使用しないことだ」。

少数派が唱える「核抑止」論

実際、「ほとんどの国が核兵器を保有している」と

というのは事実誤認だ。現在、核兵器を保有しているのは、NPT(核兵器不拡散条約)で「核兵器国」と定められたアメリカ、ロシア、イギリス、フランス、中国に加え、NPT非加盟国であるイスラエル、インド、パキスタン、そして一方的に脱退を表明した北朝鮮の計9ヵ国である。また、日本をはじめとする核兵器国に頼る安全保障政策を採用する「核傘下国」などと呼ばれる国が34ヵ国ある。世界の国の数は200ヵ国ほどなので、「核兵器を保有する国」と「核兵器に頼る国」(計43ヵ国)は世界的に見ると少数派だ。

これらの国は、核兵器の使用という威嚇によって敵に攻撃を思いとどまらせる「核抑止」という戦略を採用している。威嚇の先にある核兵器の使用に関しては、広島と長崎への原爆投下もたらした惨状から、核兵器は無差別に大量の人間を殺傷する兵器であること、

そして被爆者は何十年にもわたって後遺症などの健康被害だけでなく、差別や偏見にも苦しむことがわかっている。核保有国が自発的に核兵器を使用する場合でなくとも、不慮の事故で核兵器が爆発すれば、その影響は国境を越えて拡散する。

つまり、「核抑止」戦略を採用していない世界の大多数の国にとって、核兵器は安全保障の手段ではなく、自国民の命を脅かす兵器でしかないのだ。

多数派が唱える「人道イニシアティブ」

2010年ごろ、軍縮外交を牽引するオーストリアなどの外交官、研究者、NGOの専門家などをメンバーとする小さなグループは、核兵器が人道におよぼす影響に焦点を当てながら、核兵器をめぐる議論の枠組みを再構築し始めた。これがのちに、「人道イニシアティブ」として広く認知されるようになるアプローチだ。

このアプローチは核保有国が定めた既存の秩序に疑問を投げかけながら、国際世論に大きなうねりを生み出した。それを基盤に、7年後には世界の大多数（122の国と地域）の賛成をもって、核兵器禁止条約が採択された（2021年発効）。

被爆の実相を紡ぐ

私は記者としてこの過程を追い、国際会議で被爆者が被爆の実相を訴える姿を取材してきた。その1人が、長崎の被爆者で日本被団協＝日本原水爆被害者団体協議会の事務局次長の和田征子さんだ（81）。

被爆当時1歳10ヵ月だった和田さんは、母親から聞いた話をもとに証言活動をされている。自宅が山陰にあったため家族は無事だったが、近くには全身にやけどを負った人たちが次々と避難してきた。また、自宅の隣にあった空き地は、遺体を焼く場所として使用されたという。

私が和田さんを最初に取材したのは2016年だった。当時、長崎に土地勘がなく、「爆心地から2.9キロ離れた自宅で被爆した」と伺っても、それがどんな場所だったのかを具体的にイメージできなかった。昨年9月に長崎放送局に配属され、今年に入って和田さんと再会した際に、自宅があった場所について改めて尋ねると、

当時、長崎に土地勘がなく、「爆心地から2.9キロ離れた自宅で被爆した」と伺っても、それがどんな場所だったのかを具体的にイメージできなかった。昨年9月に長崎放送局に配属され、今年に入って和田さんと再会した際に、自宅があった場所について改めて尋ねると、「長崎市今博多町です。お宅のマンションのベランダから見えるでしょう」と教えてくださった。

和田さんが証言した「火葬場」は、今は公園になり、子どもたちが元気に走り回っている。この平和な空間で、80年前にどれほどの人が苦しみ、息を引き取ったのだろうか。語り継ぐ人や記録に残す人がいなければ、人道上の悲劇はあっという間に忘れ去られ、たった数十年で、「無かったこと」になってしまう。私自身、核問題について地道に取材してきたつもりでも、いまだにほとんどのことを知らずにいるという現実を突きつけられた。

地球市民としてともに考える仲間に

存命する被爆者の数は、全国で10万6825人（2024年厚生労働省発表）で、平均年齢は85.58歳だ。意思疎通が困難になった被爆者や、和田さんのように記憶のない「若い」被爆者もいる。高齢化が進む一方、これだけの被爆者が今もご存命なのだ。被爆者が最後の1人になるまで証言や思いを記録し、伝承していくのが私たちの使命だろう。核兵器を生み出したのは人間なのだから、終止符を打てるのもまた人間であるはずだ。そして、核兵器に関する議論の中核には、常に被爆の実相があるべきだ。

今月、ともに核保有国のインドとパキスタンで軍事行動の応酬が続くニュースを見て、新幹線で出会ったインドの女性とのやりとりをふと思い出した。彼女は、広島平和記念資料館を訪れ、何を感じたのだろうか。広島で被爆の実相に触れ、これから核兵器とどう向き合っていくのだろうか。私たちの世代がこれからどんな世界を築いていくのか、地球市民の一員として、ともに考える仲間になってくれたらと願わずにはられない。

（2025年5月）

（本稿の内容は著者個人の見解に基づくものであり、所属する組織を代表するものではない）



「核兵器使用の壊滅的な結末」に内実を与えるヒロシマの原爆体験

谷 史郎

広島平和文化センター 副理事長

「人道的・人類的アプローチ」は、国際社会において普遍的に承認されつつある。これは、核兵器の取扱いについて、これまで主に国家安全保障の観点から議論されてきたのを改め、核兵器使用の人類に対する壊滅的な結果（humanitarian impact）を念頭に置いて、人類の生存を守るという観点から議論するよう、パラダイムを転換するものである。その動機は、中々進展しない核軍縮を、考え方の枠組の変更により、積極的に進めようとするところにある。

私は、平和に向けて、より効果的な発信を行うためには、この「人道的・人類的アプローチ」が「被爆の実相」を背景として構築されてきた経緯を踏まえ、「人道的・人類的アプローチ」とつなげた形で「被爆の実相」を発信していくことが重要であると考えている。すなわち、「被爆の実相をみると、熱線、爆風、放射線等により人類の生存が破滅されることが証明されるので、その事実を根拠として核兵器を廃絶すべきである。」といった主張となる。

その意味合いは、従来の枠組では、「被爆の実相」が核廃絶にいかにつながるかとは明確でなかったが、「人道的・人類的アプローチ」を前提とすれば、「被爆の実相」を訴えることは直接核廃絶につながるという確信を持てるようになることにある。以下、具体的なメリットについて、3点述べることにしたい。

第1に、核廃絶への具体的な道筋として、核兵器禁止条約とNPTが両立・補完しているが、どちらにおいても「人道的・人類的アプローチ」、すなわち核兵器使用による人類の破滅という基本認識は共有されて

いる。このため、「人道的・人類的アプローチ」とつなげた形で「被爆の実相」を強調することは、両者の議論の共通基盤をつくることにつながるという意義がある。

第2に、モチベーションをもった若い世代から「核廃絶に向け自分は何ができるのか」と問われることがある。この点、「人道的・人類的アプローチ」を前提とすれば、「被爆の実相」を発信すること自体が、核廃絶につながる世論形成に大きな役割を果たすことが理解できるようになる。

また、広島を訪れる外国人や修学旅行生の皆さんにも、資料館や被爆体験証言で感じ取った「被爆の実相」が、核兵器使用による人類の破滅を意味することを理解することで、人類生存のためには核廃絶以外に方法がないことが確信できるようになる。

第3に、「被爆の実相」の説明に対して、「他の空襲等でも多くの死者が発生している。」「地政学的に核抑止が必要である。」といった様々な見解が出されることがある。その場合でも、「被爆の実相」は核兵器使用による人類の壊滅を意味するため、^{もちろん}勿論個別課題には対処が求められるものの、核廃絶を訴える必要性自体は揺るがないこととなる。

以上のような「人道的・人類的アプローチ」とつなげた形で「被爆の実相」の発信を通じ、「人道的・人類的アプローチ」に基づく国際的な核廃絶の議論へ貢献が可能となることから、広島での役割はさらに重要性を増すものと考えられる。

（令和5年11月）



原爆ドーム



原爆の子の像